

南丹市教育委員会会議録

令和6年第3回定例会

(令和6年3月15日)

令和6年南丹市教育委員会第3回定例会会議録

1. 日 時 令和6年3月15日(金)
開会 午後1時30分 閉会 午後3時15分
2. 場 所 南丹市役所2号棟3階 301会議室
3. 付議事件 別紙議事日程のとおり
4. 招 集 者 教育長 國府 常芳
5. 出席委員 教育長 國府 常芳
教育長職務代理者 高屋 毅史
委 員 城戸 貴子
委 員 湊上 真奈美
委 員 前田 好久
6. 欠席委員 なし
7. 事 務 局 教育次長 柴田 裕子
教育参事 芦刈 毅
教育総務課長 山内 章吾
学校教育課長 山田 真美
学校教育課参事 小久保 美紀子
社会教育課長 川勝 美穂子
8. 傍 聴 人 なし

日程1 開会

教育長が令和6年南丹市教育委員会第3回定例会の開会を告げる。

日程2 会議録作成者の指名

教育長から会議録作成者に山内教育総務課長を指名する。

日程3 会議録の承認

日程4 報告事項

(1) 日程報告

(教育次長)

- 2月17日、令和5年度南丹市スポーツ・文化賞表彰式
- 2月20日、3月議会開会
- 2月21日、地域とともにある学校づくり研修会
- 2月23日、南丹市教育委員会第1回臨時会
- 2月27日、放課後児童健全育成事業運営委員会
- 3月4日、議会総務常任委員会
- 3月5日、校園長会議
- 3月6日、議会文教厚生常任委員会
- 同日、社会教育委員会議
- 同日、いじめ問題対策連絡協議会、青少年育成協会理事会
- 3月7日、南丹市いじめ防止等対策委員会
- 3月12日、中学校卒業式、桜が丘中学校伝達授与式
- 3月14日、議会予算特別委員会総務分科会

(城戸委員)

人権政策課が所管するいじめ問題対策連絡協議会と、学校教育課が所管するいじめ防止等対策委員会について、違いがあるのか、または関連があるのか。

(事務局)

いじめ問題対策連絡協議会は、法務局や警察等、南丹市役所以外の団体との連絡協議会で、社会全体として各組織が連携する中でいじめ防止に取り組む。

いじめ防止等対策委員会は、南丹市教育委員会が主催し、1年間の南丹市の取り組みの報告等を行った。このあと、資料にて詳しく説明させていただく。

(2) 令和6年3月議会定例会における代表・一般質問について

(事務局)

資料に基づき説明

(3) 南丹市教育委員会の後援承諾について

(事務局)

資料に基づき説明

日程5 議事

議案第9号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

議案第9号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第10号 南丹市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部改正について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

議案第10号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第11号 南丹市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則の制定について

(事務局)

上記議案について説明

(前田委員)

スポーツ推進課に移行されるのか。

(事務局)

教育委員会で全て廃止をしたのち、市長部局で制定される。

[採決]

議案第11号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第12号 南丹市教育委員会の教育次長、課長に対する事務委任規程の一部改正について

(事務局)

上記議案について説明

(高屋委員)

69ページ、教育次長等と書かれているが、「次長」「センター長」と書かず

に「等」と表記しているのはなぜか。

(事務局)

表現の方法については、確認してのちほどご説明させていただく。

[採決]

議案第12号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第 13 号 南丹市教育情報ネットワークシステム運用規程の一部改正について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

議案第13号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第 14 号 南丹市教育情報ネットワークシステム実施要綱の一部改正について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

議案第14号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第 15 号 障害を有する職員への合理的配慮の提供に関する要綱の一部改正

(事務局)

上記議案について説明

(高屋委員)

訓令と告示の違いは何か。訓令と告示の番号が空欄になっている理由は。

(事務局)

告示は、決定事項を公に広く公表するものである。訓令は、行政組織内部の事務運営上で発するものである。告示、訓令の番号は、空欄でご提案させていただいているが、可決された後に番号を取って公表する。

(前田委員)

相談事務は実際にあったのか。

(事務局)

今確認できる範囲では、前例はない。

[採決]

議案第15号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第 16 号 南丹市義務教育学校通学費補助金交付要綱を廃止する要綱について
議案第 17 号 南丹市義務教育学校通学費補助金等交付要綱の制定について

(事務局)

議案第 16 号、議案第 17 号について、関連議案として一括で説明

(高屋委員)

1万円から3千円に減額するのは削減率が大きすぎる。南丹市独自の金額を他市町に合わせて3分の1に下げるとの説明であったが、再度、削減理由を説明いただきたい。

(事務局)

令和元年度から令和5年度の実績は、年間1万円、半年間5千円を支給するもので平均278人、年間265万円程度であった。財政健全化プランの方針に基づき市独自の補助については見直す方針となっており、近隣の市町村の状況も鑑みて3千円としている。京都府内で自転車に対して補助金を出しているところはほとんど無かったが、いきなり0円にするのではなく、実施している市町村を参考に3千円相当とし、ヘルメットについては現物支給を継続したい。見直しできる事業は見直すが、全てを縮小するのではなく、デジタル指導用教科書や給食調理場の建築等は予算要求させていたっている。

(高屋委員)

補助金を他市町と比べて高い1万円という額を決めた経過があったと思うが、その時期と経過はどうか。

(事務局)

小学校再編整備により再編された校区は通学バスとなった。その中で通学費の無償化という考えで、それまでにはなかった新たな制度として、平成28年度から通学費補助を実施している。3年間で3万円の補助になるが、自転車購入費用の一部に充ててもらおう意味で年に1万円と設定された。当時、再編整備を進める中での事業として提案されたが、市独自の制度であるため今回財政健全化プランを進める中で見直しの対象となった。

(高屋委員)

平成28年度から続く制度であり、保護者の中で自転車購入に1万円補助されるというのが定着していると思うが、今回の減額に関して、保護者に対して丁寧告知したり、段階的に実施することなどは考えているか。

(事務局)

保護者に直接相談したわけではないが、学校との協議は行っている。お知らせに掲載され、議会からご意見もいただいているが、他の事業縮小とあわせて市民に広報している。この補助金の支払時期は年度末であり、来年3月まで時間があるので、ご理解いただけるように努力したい。

(城戸委員)

自転車通学に焦点が当たっているが、電車やバス通学は全額補助されているのか。

(事務局)

園部中学校区において西本梅八田線の京阪京都交通の定期券を現物支給しており対象者は12～13人、八木中学校区は神吉の子どもたちが5名ほど京阪京都交通で通っている。定期は距離により異なるが、学期あたり5～6万円程度の補助をしている。殿田中学校では胡麻から日吉駅まで約60人が通学しており、年間総額175万円ほど補助をしている。そのほか、市営路線バスには小中学校あわせて100人ほど乗車しているが、地域振興課でスクール便として運行しており、各家庭の負担はない。

学校ごとに自転車通学についてのルールがあり、何キロ以上が自転車通学になるかとの一律基準があるわけではない。

(城戸委員)

子育てしやすい街づくりという点で、制度の見直しにあたっては、各家庭の負担面からの視点も大切だと思う。

(事務局)

今回は、市独自の補助金という点に焦点を当てて検討した。さまざまな意見もあったが、定期券は通学のみにはしか使えない一方、自転車は個人の所有物になる。さまざまな背景や状況を分析して、どこかで線引きしなければならない。

(高屋委員)

子どもの貧困が問題になっており、補助金が3千円になることによって、貧困家庭が自転車が購入できなくなる可能性があるが、その場合のセーフティネットを考えてほしい。

(事務局)

要保護、準要保護家庭に対して、実態を見ながら担当部局と連携して考えていきたい。

(淵上委員)

補助の減額に対して、今のところ市民からの意見はないと説明されたが、個別に通知したのか、広報のみか。

(事務局)

周知に関しては、今回の自転車通学補助の減額だけでなく、財政健全化プランの取組の見直しとして広報誌に一斉に掲載された。現在、議会で予算審議中であるので、個別のお知らせはしていない。次年度について、学校長が認めた自転車通学者に対して、年度末に支給するものであるため、現時点で対象者は決定していない。議会での承認後に、通知方法については検討したい。あわせて、貧困対策についても就学援助で項目が作れないか検討したい。

(前田委員)

自転車通学の対象者は学校が把握し、学校が申請の取りまとめをされると思うが、保護者から申請書を学校に提出し、学校が支給の事務をしているのか。学校の事務軽減は検討できないか。

今後、支給事務を教育委員会が直接行うこともどこかのタイミングで検討していただきたい。

(事務局)

補助金の事務については、学校へ申請をし学校で取りまとめをしているが、スポーツ保険の事務等は教育委員会から振り込むように切り替えたので、今後検討し改善できるところは改善していきたい。

(高屋委員)

学校だよりに書いて周知することはできないのか。

(事務局)

対象者にしっかりと伝える必要があるので、決定後に、学校から個別文書を出す予定である。今後、周知方法、支給方法を検討していきたい。

[採決]

議案第16号および議案第17号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第 18 号 南丹市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

議案第18号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第 19 号 南丹市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱の一部改正について

て

(事務局)

上記議案について説明

(前田委員)

所管が市長部局になったのち、体育関係の補助金要綱は引き継がれるのか。

(事務局)

南丹市補助金等の交付に関する規則があり、引き継がれる予定である。

[採決]

議案第19号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第20号 南丹市少年スポーツ活動各種大会等出場補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

議案第20号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

日程6 その他

(1) 行事予定

(事務局)

上記について説明

(2) 教育総務課からの報告

特になし

(3) 学校教育課からの報告

- ・令和5年度第2回南丹市いじめ防止等対策委員会議の概要について

(4) 社会教育課からの報告

- ・令和6年度春季企画展について
- ・八木せきれい西放課後児童クラブ竣工式について
- ・南丹市スポーツ推進委員について

(5) その他

・新聞記事の訂正について

(湧上委員)

胡麻郷小学校体育館の水漏れについて、バケツや雑巾で対応されている。また外壁の塗装も剥がれており、教育委員会は把握しているのか。

(事務局)

学校から連絡があり、業者対応したが、現在は原因調査中である。再度現場を確認させていただきたい。

[次回臨時会について]

(教育長)

次回の臨時委員会の開催は、令和6年4月1日（月）午後3時30分からの予定とする。

さらに、次回定例会の開催は、令和6年4月17日（水）午後3時30分からとする。

午後3時15分 閉会

南丹市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

南丹市教育委員会教育長

南丹市教育委員会教育長職務代理者

南丹市教育委員会委員

南丹市教育委員会委員

南丹市教育委員会委員

(会議録調製者)

南丹市教育委員会教育次長